

世田谷区告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月11日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区世田谷一丁目407番5の内

(2) 世田谷区世田谷一丁目407番5の内

3 変更の区域

(1) 延長 20.11メートル

幅員 0.42メートルから0.44メートルまで

面積 8.72平方メートル

(2) 延長 8.37メートル

幅員 0.16メートルから0.17メートルまで

面積 1.42平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年3月11日

案内図

	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）
---	---------------------

街区	世田谷一丁目 6 番
----	------------

